

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 3 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600698号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600058号

第1 結論

昭和45年8月から昭和57年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年8月から昭和57年11月まで

私は20歳になった昭和41年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和43年10月に結婚した後も継続して加入し、請求期間の国民年金保険料については、昭和48年6月まではB県のC町役場(現在は、C市役所)で、同年7月からはD市役所(現在は、E市F区役所)で定期的に納めていたが、当該期間の納付記録がないので、調査の上、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「20歳になった昭和41年*月頃にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、昭和43年10月に結婚した後も継続して加入し、請求期間の国民年金保険料については、昭和48年6月まではB県のC町役場で、同年7月からはD市役所で定期的に納めていた。」と主張している。

しかしながら、請求者がA市で国民年金の加入手続きの際に払い出された国民年金手帳記号番号「*」は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和42年8月に払い出されたものであり、当該記号番号に係る国民年金被保険者台帳(以下「台帳」という。)及びC町(昭和47年4月10日からは、C市)の国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という。)の資格取得日及び資格喪失日の記録によると、請求者は20歳到達時(昭和41年*月*日)に遡ってA市で国民年金の被保険者資格を取得した後、昭和45年8月1日にC町において資格喪失しており、これ以降、請求者が昭和58年1月1日に厚生年金保険に加入するまでの間に、C町及びD市で国民年金の被保険者となった記録は確認できず、これらはオンライン記録とも一致していることから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところ、請求者の住所があったG市(現在は、

E市H区)において、前述の「*」とは別の国民年金手帳記号番号「*」が、昭和58年5月に払い出されていることが確認できるものの、当該記号番号に係る同市の国民年金被保険者名簿には、「資格取得日:S580401」の記載があり、請求者の所持する年金手帳の写しにおいても、「初めて被保険者となった日:昭和58年4月1日」が確認できることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、請求者は請求期間の国民年金保険料については定期的に納めていたとしているが、上記台帳及び名簿により、請求者は、昭和45年度の保険料を昭和45年4月30日に前納し、同年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、同年8月から昭和46年3月までの保険料について、昭和46年1月30日付けで還付されていることが確認できる上、請求者が保険料納付を証言してくれる者として名前を挙げている請求者の元夫は、「請求者の保険料納付には直接関与していないため明確なことは分からない。」と陳述している。

なお、請求者が昭和45年8月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、請求者に保険料が還付されたことについては、請求者の元夫は昭和45年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、当時専業主婦であった請求者は任意加入被保険者となるため、同日付けで請求者の国民年金の被保険者資格喪失に係る届出が行われたものと考えられる。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索等により調査したが、請求者に既に払い出されている二つの国民年金手帳記号番号（「*」及び「*」）とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600712号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600059号

第1 結論

昭和58年2月から昭和60年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から昭和60年6月まで

私は、自身の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ったことはないが、私が結婚した昭和60年3月頃に、A市役所の職員が同市B地区の自宅を訪ねて来て、妻が私の国民年金の加入手続を行い、その際、同職員から、納付できる期間の国民年金保険料を払うように請求された。その国民年金保険料は、市役所の職員が自宅に集金に来ていたので、妻が毎月、5,000円から10,000円を納付していたが、ねんきん定期便が届いて請求期間が納付済となっていないことを知った。領収書は、しばらくの間、保管していたが十年位前に破棄してしまった。請求期間の保険料は払ったはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和60年3月頃に、A市役所の職員が自宅を訪ねて来た際、請求者の妻が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、請求者の妻が集金に来た市役所職員に納付していたと主張しているが、請求者の妻は、請求された請求者の国民年金保険料を集金に来た市役所職員に納付した記憶はあるものの、請求者の国民年金の加入手続を行ったかどうかは覚えていないとしており、請求者自身は国民年金の加入手続に直接関与していないことから、その状況は不明である。

また、A市は、同市役所職員が自宅訪問により国民年金の加入手続を行うことについては、「請求期間当時、職員は戸別訪問による国民年金の加入手続は行っていなかった。」と回答しており、請求者の主張は、当時の同市における国民年金の加入手続と一致しない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、資格取得の事由として「職権適用・処理年月日(昭和61年7月7日)」と記載されていることから、昭和61年7月に払い出されたものと認められ、この時に初めて請求者の国民年金の加入手続が行われ、請求者の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和61年3月

1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものであり、当該名簿には「資格取得 61・3・1」の記載が確認できるほか、請求者の所持する年金手帳にも「被保険者となった日」として同様の「昭和 61 年 3 月 1 日」の記載があることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料の納付義務が生じず、制度上、保険料を納付できない期間である。

加えて、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。